

ブルジョア官憲讀むべからず

―重ねて關西同盟所屬組合員に檄す―

濃々たる煙突の煙は消へ、絡繹たる軌上の電車は絶へて、今や阪神兩地を中心とする各地の階級戦は、どこまで擴大し、どれ程深刻化し白熱化するか、豫知し難い情勢にある。此膝一たび屈せば、又伸ぶべからず」實にこれ等戦線の勝敗如何は、直ちに全日本無産階級、並に我が労働總同盟の前途に、至大の影響を與ふるものあるに鑑み、我が關西同盟理事會は、急遽中央執行委員會の開催を求め、その結果、中央委員會は、曩きに諸君に飛檄したるが如く、第十三年大會に於て設置したる中央争議部を充實し、以て全國に亘れる戦闘力を此際阪神方面に集中して、徹底的援助を與ふることとなり、先づその基金として組合員一人金貳拾錢也を義務的に徴集することに決定した。

從來各争議に對する經濟上の援助は、主として有志組合員の寄附にのみ求めた結果、或る者は常に應募する他方、多數篤志組合員に對し、職金の機會を逸する憾みがあつた。而も斯の如きは負擔の公平を失し、組織統制ある團體として、經濟力充實上の永久策ではないので、中央委員會は此際如上の方針を取るに至つたのである。我が關西同盟理事會はこの措置を妥當と認め、茲に重ねて組合員諸君に懇ふることとした。何れ各組合又は支部の機關を通じて、その茲に至れる事情、經過を詳細に通達せられるであらうが、諸君は宜しく此新方針を承認し、速かにこの基金徴收に應じてもらいたい。斯くて我等の戦闘力は増大し、持久戦に堪へ、やがては頑迷なる資本家を屈伏して、我等の上に勝利の榮冠をかち得るであらう。

組織労働者の威力を、事實の上に發揮せよ。

大正十三年六月三十日

日本労働
總同盟 關西労働同盟會理事會